

モニタリングに関する外部評価の結果を踏まえた改善の方向性

専門家による調査結果	専門家からの改善提言	金融庁による改善の方向性
<p>1. モニタリング実施プロセスに関する調査対象金融機関における全体的な満足度</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 全体傾向として、調査対象金融機関の満足度は比較的高い水準に達しており、プリンシプルベースによる対話型のモニタリングが相当程度浸透していると考えられる。 ▶ 一方で、モニタリングにおけるヒアリングは、テーマによって金融庁、財務（支）局及び日銀による合同での実施であったが、一部の調査対象金融機関は、当該3者間における役割分担が不明確であり、<u>ヒアリングの目的・論点や意図の明確化がされるべきとの問題意識を有している</u>。また、監督当局との対話内容に基づき改善対応が必要か否かについて、金融機関側の捉え方に差異があるため、<u>論点を明確にしたうえで、率直なコミュニケーションが必要であるとの問題意識を有していることが把握された</u>。 	<p>【金融機関とのコミュニケーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 金融庁、財務（支）局および日銀との役割分担が不明確であるとの意見や、モニタリングにおけるヒアリングの論点や意図の明確化を要望する声はあくまでも一部であるものの、金融機関の負担感につながるおそれや、金融機関におけるモニタリング後の取組みに影響があり得ることから、今後、<u>横断的なモニタリングを実施する際、金融機関とのコミュニケーションに十分留意することが推奨される</u>。 	<p>【金融機関とのコミュニケーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ヒアリングにおいては、ヒアリングの趣旨や内容を事前に金融機関へ連絡しているものの、調査結果のとおり、一部の金融機関からご指摘があったことから、ヒアリングの目的、論点、意図等について丁寧な説明を行っていく。 ▶ また、対話を踏まえて認識された課題等については、当局と金融機関の認識に差異が生じないように、コミュニケーションに十分留意していく。
<p>2. 金融庁における金融機関に対するモニタリング体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ モニタリングにおける金融庁担当官の専門性および金融庁内外の連携について、調査対象金融機関からの評価及び金融庁担当官による評価は、どちらも総じて高い水準に達している。 ▶ 他方、金融庁担当官においては、<u>モニタリングの人員体制に関して、担当官の入れ替わりの早さや、モニタリング先が多いことに起因する業務負荷の高さなどについて課題意識を有していることが把握された</u>。 	<p>【モニタリング体制の充実化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 効果的・効率的なモニタリングを進めるという観点で、<u>たとえば人事ローテーションの長期化を含め、真に計画的な人材育成を行うなど、モニタリング体制の充実化が期待される</u>。 	<p>【効果的・効率的なモニタリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 当庁は、平成30年7月に「金融庁の改革について」を公表し、必要な人材確保、人事ローテーションの長期化、業務のスクラップ・アンド・ビルドなどの取組を実施しているところであり、引き続き、これらの取組を進め、効果的・効率的なモニタリングに努めていく。

モニタリングに関する外部評価の結果を踏まえた改善の方向性

専門家による調査結果	専門家からの改善提言	金融庁による改善の方向性
<p>3. モニタリングの有益性</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 調査対象金融機関においては、課題や気付きが得られた点について、肯定的な認識を有している。この点、金融庁担当官においても、モニタリングを金融機関の態勢高度化や改善の足掛かりとして活用する上で有益との認識が確認された。 ➤ 一方で、調査対象金融機関においては、フィードバックの際、好事例や懸念事例などの個別事例や、<u>金融機関に即したフィードバックを期待する意見も把握された。</u> ➤ また、今回のモニタリングの主目的が実態把握であった国内LBOローン/不動産NRLについては、<u>何かしらのフィードバックを求める意見が多く把握され、金融庁担当官においてもフィードバックを行っていない点についての問題意識を有していることが確認された。</u> 	<p>【対話をベースとした金融機関へのフィードバックや事例の共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 国内LBOローン/不動産NRLを含め、今後、横断的なモニタリングを行った際、たとえば十分なモニタリング結果が得られた段階でモニタリングレポートの公表を検討するなど、<u>調査対象金融機関以外にとっても参考となる公表物の検討が望まれる。</u> ➤ 加えて、横断的なモニタリング後の個別のフィードバックにおいては、取組みが求められる事項や取組みが期待される事項を明確にしたうえで、<u>金融機関の態勢の成熟度に即したフィードバックを行うなど、金融機関における自主的な改善や高度化を促すことが期待される。</u> 	<p>【金融機関へのフィードバック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 横断的なモニタリングを行った場合には、ある程度成果がまとまった段階で、必要に応じその結果の公表を検討していく。 ➤ 個別金融機関に対するモニタリング結果については、金融機関の自主的な改善や高度化に資するよう可能な限り還元していく。なお、横断的なモニタリングの目的が、一次的な実態把握にとどめている場合は、その時点で個別金融機関毎に結果を還元するのではなく、その後のモニタリング結果等を踏まえ、必要に応じて還元したいと考えている。ただし、中間的な還元の必要性も考えていきたい。